假字本末　附録

ホ 2
1329
4止

假字本末附録

神代字辨

伴信友　稿

世に神代字なりとて。寫し傳へたるが種々あるをみるに。多くハ亀卜の灼兆にもとよせて。とりぐくに作まうくるものと見えたり。さるの中にむかしよりことなるの。唯一なといふ神道者なども。みだりに作りたるもあるべく。又それにならひて。えせ人の後に作りたるもありとみえなどして。さらにうけがたきものなり。又近き頃紅毛字に效ひて。新に作まうけたるもあるなるが。何がしの神社に傳はりたりなど。ことぐしく

いへるもしえたる事。その作れる下の心さへまれし
えからまで。いまだ誰も論ふ人もあらぬを。あるが中に
字體もおほかたさだかにて。みだりに作れるものと
たえざるが三體あること。今朝鮮にて。諺文といひて
用ふ國字の古體にて。吏道といふものとぞ見えたる。
さるを己がとらへられうひくし記が中にまことと
の神代のなりとおもひまどへるがあるにかさはし
論むきの世なりと誰がいとしくまじはしくなり
ぬ。いまで書きらねて見せてよとおへるにもよおさ
れて。かりく辨へてみむとてものなり。それにつき

てもまづその吏道諺文の事を辨へおきて。次々に論
ふべし。

○吏道といふは。朝鮮國にてはやく製りたる國字を
いふ名なり。其は朝鮮にてもろこしの明律を印板に
よする本の跋に。刑者輔治之法。不可為忽也尚矣。諸刑
家製律。或有過不及之差。有司病焉。此大明律書科條軽
重各有攸當。誠執法者之準縄。聖上思欲頒布中外。使仕
進輩傳相誦習。皆得以取法。然其使字不常。人々未易暁。
況我本朝三韓時。薛聡所製方言文字。謂之吏道。土俗生
知習熟。未能遽革。焉得家到戸諭。毎人而教之哉。宜将是

書讀之以吏道導之以良能政丞平壤伯趙浚乃命撿校中樞院高士褧與予囑其事略以白州知事徐贇所造刻字印出無慮百餘本而試頒行庶不負欽恤之意也時洪武乙亥二月初吉。尚友齋金祇謹識と記せる吏道これなり。洪武乙亥ハ二十八年なり。明ノ太祖が世の年号を用ひたるなり。此時の王ハ是年より四年前。洪武二十五年に。高麗人李成桂。その君高麗王を降して國を奪ひ。自ら王となりて。名を旦と改め。明王に請て國号を朝鮮と更む。諡を太祖康献王と称ふ。今の朝鮮王の始祖なり。さて此に引出たる明律ハ。さきに穂井田忠友が見たる由にて委く告けさせて。其抄録したる文を見せたるに依たるなり。忠友云。其書朝鮮制の刻本五冊ありて。料紙ハその國の

諸官廳の廢紙を反し用ひたるが見えて。義城縣ノ印。靈山郡ノ印など捺したるもみえ。また嘉靖二十一年の題識見えたり。然れば其嘉靖ハ末の年ごろに摺たる本なるべし。さて其律に吏道を書る處みえれば。本書の律文の中間に。衍字と見えて。文義を隔たる字の一ツ二ツあるひハ三ツ四ツ纔りたるが數處あるハ。洪武の原本ハ吏道を。更に漢字音を假借て書改て。別に刻りたるかこの本なるべきなど。跋文に考合せて明なりといへり。されば按ふに。原本の跋に。刻字を以て百餘本を印出して。試に頒行すといへるハ。それ律に吏道を施て。活字に

ものして。また百餘部を頒行して讀せ試たる由なり。さてありけるほどに。世宗が世におよびて。吏道の轉訛を再修し。改て諺文に製り行ひて。吏道は用ひざる世となりぬるにいたりて。舊本の吏道にては。なかなかに紛れしくなむ。さらに刻板を造り。もとの吏道を諺文に改めぬ。まさに其を漢字音を假借て。然は書なせるものなるを。跋文はなほ舊本のままにて。別に言をも附へざりけるものなるべし（その諺文のことは・次に論ふべし・）さてそれ吏道を製れる薛聰は新羅人なり。其は朝鮮史畧の新羅紀に。神文王が世譜に。薛聰が文才ありし事を載て聰字聰智。父元曉。為沙門淹該佛書。既而反本。自號小生居士。（元曉が事は・宋高僧傳にみえたり・）娶瑤石宮寡夫人生聰。聰生而明鋭。既長博學。能以方言解九經義訓導後生。又善屬文。と注せり。（能以方言云々の文・吏道を製れる事に當りて聞ゆ・）かの國籍を按ふるに。その新羅は神文王といへるは。天武天皇の十年より。持統天皇の四年まで世を知らし王なれば。薛聰が吏道を製れる頃。これほぼ推知るべし。

○諺文といふもの。それは國人成俔が著せる慵齋叢話に。世宗設諺文廳。命申高靈成三問等。製諺文。初終聲八字。初聲八字。中聲十一字。其字體依梵字為之。本國及諸國

語音文字所不能記者悉通無礙。洪武正韻諸字亦皆以諺文書之。遂分五音而別之。曰牙舌唇歯喉。唇音有軽重之殊。舌音有正反之別。字亦有全清次清全濁不清不濁之差。雖無知婦人無不瞭然曉之。聖人創物之智有非凡力之所及也。といへり。世宗は荘憲王と称へりもろこしにては永樂十七年より景泰二年におよび。わが皇朝の應永二十六年より寶徳三年が頃に當るまで世を知し王なり。かの新羅が薛聰がころよりおよそ七百五十年あまりの後に當れり。かくて其成俔が説に。又その國籍訓蒙字會嘉靖六年に著せる書なり。なほ此書の事は。下にいふべし。に記せる趣を参考ふるに。世宗が頃すで

にかの吏道が字書のそれがためから差錯などのいできて混はしくはさ方言の訛字音が差誤なども出できて。とりどりに混らはしくなりけり。しかるを。さらに字體を一様に定めて五音四聲清濁を正しく合用作字の法を立などして。其を諺文と稱ひて廳を設て國人に教へさりしものなるべし。松岡玄達が結毦録に諺文の事を其國にて辞吐ともいへる由聞りといへり。又忠友云。對馬人の説に朝鮮人の語に諺文を吏道ともいふはその異名にて。或は里土ともいへりとかたりける由聞れよばりといへり。ごきにて諺文は吏道より出

さるものなるをまほく明なり。さて吏道とは。其國にて字の事をいへる言にて里土。辞土などいふは。轉れる言なるべき事決し。かくて其諺文廳を設くる歳。しばらく世宗が世の半頃とさだめて。かの明律に吏道を書加へたりといへる洪武廿八年よりは。三十年餘の後の事なり。然るに成俔が叢話に。舊より吏道のありし由をもいはで。創て諺文といふ字を製りしごとく記せるは疎なり。かの明律をも見ば。叢話は。嘉靖四年にその門人ときこゆる黄律が跋みえたれば。やゝその前に書けるものなるべし。かくてその嘉靖の頃は。かの明律を領行すといへる洪武二十八年より。百二十餘年の後に當り。世宗が世に諺文廳を設たりし頃なりき。おほよそ百年ばかり後に當れり。成俔は其國にてはすぐれたる文人ときこゆれど。當時かの頒行の明律も廢きく讀見ば。もとより吏道の事をもよくも知り辨へざりしかど。疑を闕て叢話には。もはら諺文のうへのことのみを記し。謾りに世宗を嘘美して。吏道の事にはおよばざりしものなるべし。さてまさかの明律の洪武の跋に吏道の事を。土俗生知習熟云々といへるに。嘉靖六年の訓蒙字會に。在邊鄙下邑之人必多不解諺文。故今乃并著諺文字母。使之先學諺文。次學字會則庶可有暁諭之益矣といへるをおもへば。世宗が世に改定せる諺文は。そのかみすでにはおよそ百年ばかり経ぬれど。いまだ邊鄙下邑まで普くはおよばざりけるにこそ。（おのれ既に朝鮮にて景泰二年に抄りさる孫子の板本に諺文を施したるを見たるとありき。此そかれ世宗が世の半頃より凡二十年あまり後に當れり。そのころぞ諺文の行はれさりけるを讃し）又叢話に諺文の字體を依梵字為之といへるは。其字體のいさゝか梵字に似たるふしもありて。其を合せて用ふ趣も梵字に似よりともいふべし。吏道も原

も梵字に倣ひたるにてもあるべけれど。成俔が此諺文の由来に跡なき識にて信がたし。後人の推量説に據たるものとぞきこえたる。

○上にいへる。世に神代文字なりといへる三體をば。ここに擧て記ぎしく論にばし。但し其三體は楷正なるとぞ。されより轉ぜる略體のあるを。漢字に准へて。今假に眞行草といふばし。さてその三體の事を論ふに。はして。假に其字の本様に名目を設て。甲本乙本丙本。丁本といふ。

○甲本眞字體

히 ヒ	디 チ	누 ヌ	니 ニ	호 ホ
후 フ	로 ロ	소 ソ	사 サ	러 レ
미 ミ	라 ラ	오 ヲ	리 リ	거 ケ
포 ヨ	너 ネ	다 タ	허 ヘ	
피 イ	시 シ	하 ハ	더 テ	
무 ム	기 キ	구 ク	노 ノ	
나 ナ	루 ル	머 メ	마 マ	
파 ヤ	푸 ユ	가 カ	수 ス	
고 コ	이 ヰ	우 ウ	아 ア	
도 ト	두 ツ	오 オ	서 セ	
모 モ	아 ワ	퍼 エ	어 エ	

다(タ) 더(テ)

ㅜ(ウ) ㅗ(オ) ㅣ(イ) ㅓ(エ) ㅏ(ア)

ㅛ(ヨ) 고(コ)

ㅅ(ス) 승(フ) ㄷ(ツ) コ(ル) ㄴ(ヌ) ㄱ(ク) ㅈ(ユ) ㅁ(ム) ㅇ(ウ)

右神代文字推古天皇端正元已丣年所ㇾ納ニ於當社也

旹文明九丁酉歳

高橋兼久

右甲本は。越後國蒲原ノ郡。伊夜比古ノ神社の神主。高橋兼久が寫置たるを寫せりといふを。さるは其裔國彦に借りて寫せるなり。但その本書は。神庫にありけるを。前に訟申を事ありて。古き文書どもと共に。江戸にもち出たりけるほど。旅ノ宿にてことごとく賊に奪られて。失ひつるを。此の字は寫は。はやく寫とりて。家に傳へりしまゝと國彦いへり。さるゝ奥書に記せる事は。此字を珍らしく尊きものにせむとて。造言せるものなる事は。古書どもをよみえたるほどのものはみな識らるべし。文明の頃書せるものなる事は疑なし。年号は大化に始まりて。推古天皇の頃。いまだ年号ありし事は。もとより國史にも見えざることながら。その大化以前にも年号ありしとなむきこゆるを。古書に證あり。然れどまた。別に僧徒の偽作りて。年代記といふ類の書に。書加へたるがあり

るを中昔の書に。それに依りて記せりと見ゆる年號のきこえを。さらに信ずべきが多かるを。其は前に稿せる長等ノ山風の附録。年号論の中に。因に考記せり。其説長ければこゝにはもらしがたし。かくてその推古天皇の御世にも。種々年号ありし趣に記せるものゝあるが中に。此端正も信がたき年号ながら。安藝國伊都伎嶋ノ神社ノ縁起文に。推古天皇端正五年癸未と書るは。件の端正元年己卯の干支に合へり。然る一説の古き年代記類に依りて書るものと見えたり。されど此奥書造言なるから。端正の年号を用ひたるは。件の一説によれるにて。近世の風ならば。かへりて文明の頃の奥書なるべき事の旁の證ともすべきなり。さて件の四十七字の右ノ旁に。今の尋常(ヨノツネ)ざまの片假字を施(サシ)たり。今按ふるに件の四十七字は。いはゆる吏道にて。もとは悉曇法によりたる五十音圖のごとく書て傳はりたりしなり。其は下に擧る乙本をみて知るべし。

然るを中むかしこなたの神道者などの。神代字なりといひなして。伊呂波歌に倣ひて唱ふべき文(コトバ)を書(カキ)ととのへむとしてからくしてまづヒフミヨイムナヤコトモチと十より千までの言の頭音を連ねつれど。一つをヒ。二つをフ。七つをナ。九つをコ。百をモなどいふずるは古言に例なき言なり。（その中に。万葉集に。云々(シカ〳〵)七國(セナノクニ)と書るは。畧訓の例の書ざまなり。）殊にヨロヅといふべきをヨといはまほしけれど。上に四(ヨ)ツをヨといひしをもせむすべなくてヨロヅのロをとりてはてつるなどいとかたはなり。かくてラより以下の言は。さらに何事とも聞こえぬ言

なり。これも造言者が意にて。かのヨロヅを口と以て
るごとくこゝさくしにさだめて。意義ある文ありとして。
神道の秘密傳授なれども。やしてさりけむ。享保の頃著せ
る和漢三才圖會に。或書云。天照太神告二大已貴尊一其霊句曰。人含二道善一
云々。大己貴尊與二天八意命一同意以二此言一造二神代文字一云
云と記せり。此説は。貞亨のころ僧潮音が妄作せる。舊
事大成経の中に記せる趣なりとおぼゆれど。もとよ
りあまりなる妄説どもにて。一ことさりよみとほさむ
をだに堪がたくて。かくさへよみえてやみにしろむ。よ
くもおぼえざれど。いづれにも此ヒフミヨの妄説なれ
りとおぼえたり。されどそれも在来し此ヒフミヨの
辞の傳によりて。妄説を作りそへし
るならむ。と以ましれもはるゝなり。　さて件の四十七
字の後に。別に載たる다더云々は。次に舉る乙本の字
音圖に横行の字原なり。まさㅛㄲ云々は。その横行の

字原なり。其由は次に舉る乙本に見えて明なり。かく
て此横竪の字原をもはらに舉たるは。なにの由ともな
きはさらなどあるが。もとは乙本がおと五十音圖の
ありけるを省きて。ヒフミヨと書連ねたる方をのみ
記せるが。何となくかの竪行横行の字原をも遺せる
にて。乙本に合せてよく証とはなれるなり。さてその
다더ㅛㄲの四字は皇國の言を吏道に當てよみざま
を示しがてらに書るなり。ヒフミの讀言とは異なる
事を心得こくべし。

○乙本真字體

	ㅜ ウ	ㅗ オ	ㅣ イ	ㅓ エ	ㅏ ア
ㅅ ス	수 ス	소 ソ	시 シ	서 セ	사 サ
ㅎ フ	후 フ	호 ホ	히 ヒ	허 ヘ	하 ハ
ㄷ ツ	두 ツ	도 ト	디 チ	더 テ	다 タ
ㄹ ル	루 ル	로 ロ	리 リ	러 レ	라 ラ
ㄴ ヌ	누 ヌ	노 ノ	니 ニ	너 子	나 ナ
ㄱ ク	구 ク	고 コ	기 キ	거 ケ	가 カ
ㅈ ユ	주 ユ	조 ヨ	지 イ	저 エ	자 ヤ
ㅁ ム	무 ム	모 モ	미 ミ	머 メ	마 マ
ㅇ ウ	우 ウ	오 ヲ	이 井	어 ヱ	아 ワ

右乙本也。次の丙本とゝもに。本書の在所詳ならば。世に寫傳へ置る三本を合せて。互に見合て訂し寫せるなり。されども尋常の片假字をさしおき。これ韓國の音を。悉曇法に依りて。音韻通用の位を定めて。竪行横行の字原の畫を設け。横の字原を偏とし。竪の字原を旁(ツクリ)として。竪横の會位に合せて字を製りて。吏道と称(イヒ)て。圖に書て。その字の製作の由来をも。示しざるものな

なべし。但し其字音も韓國の音なれど。皇國言のごとく清朗にもあらざるべけれど。其も漢字音を皇國にて唱ふるごとく。おのづからの音に合へて唱へ来たる傳へなよりて。片假字をもさし定むるものあるべし。今此を字音圖といふべしかくて竪横の字原え畫を除て。五字九行合せて四十五字なり。いま推考るに。もとハ十行なりしなるべし。初行を寫し脱せるものの形な事。決けまむ。さらに考定めて。別に下に舉べし。

○丙本行字體

右丙本ハ。乙本とともに寫傳へたるものにて。上にい

するがごとし。てまもかのヒフミに次第にものして。甲本乙本の字體の偏を初にいする冠にし。旁找竪行横行の字原の字り原に下にして以さくらならずら先て書たるものなり。此行體。本書假字なし。真體に據りて。今新に片假字を施(サ)して。其を圍みて。新加を分てり。

〇丁本草字體

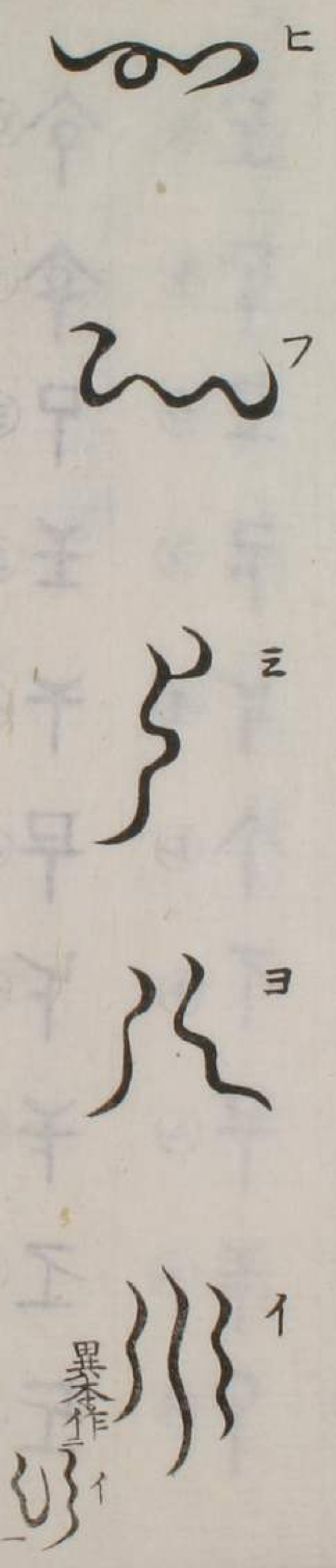

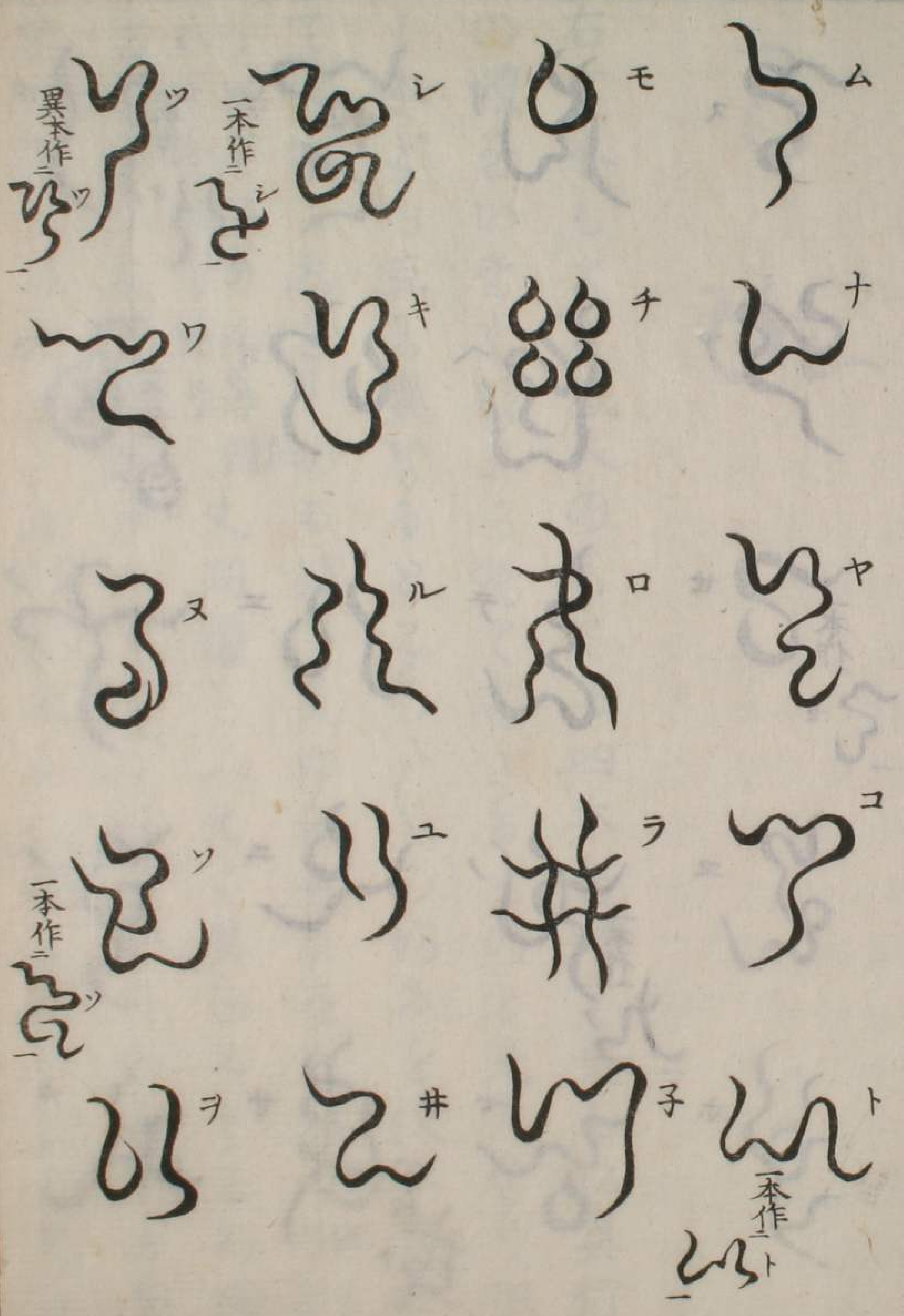

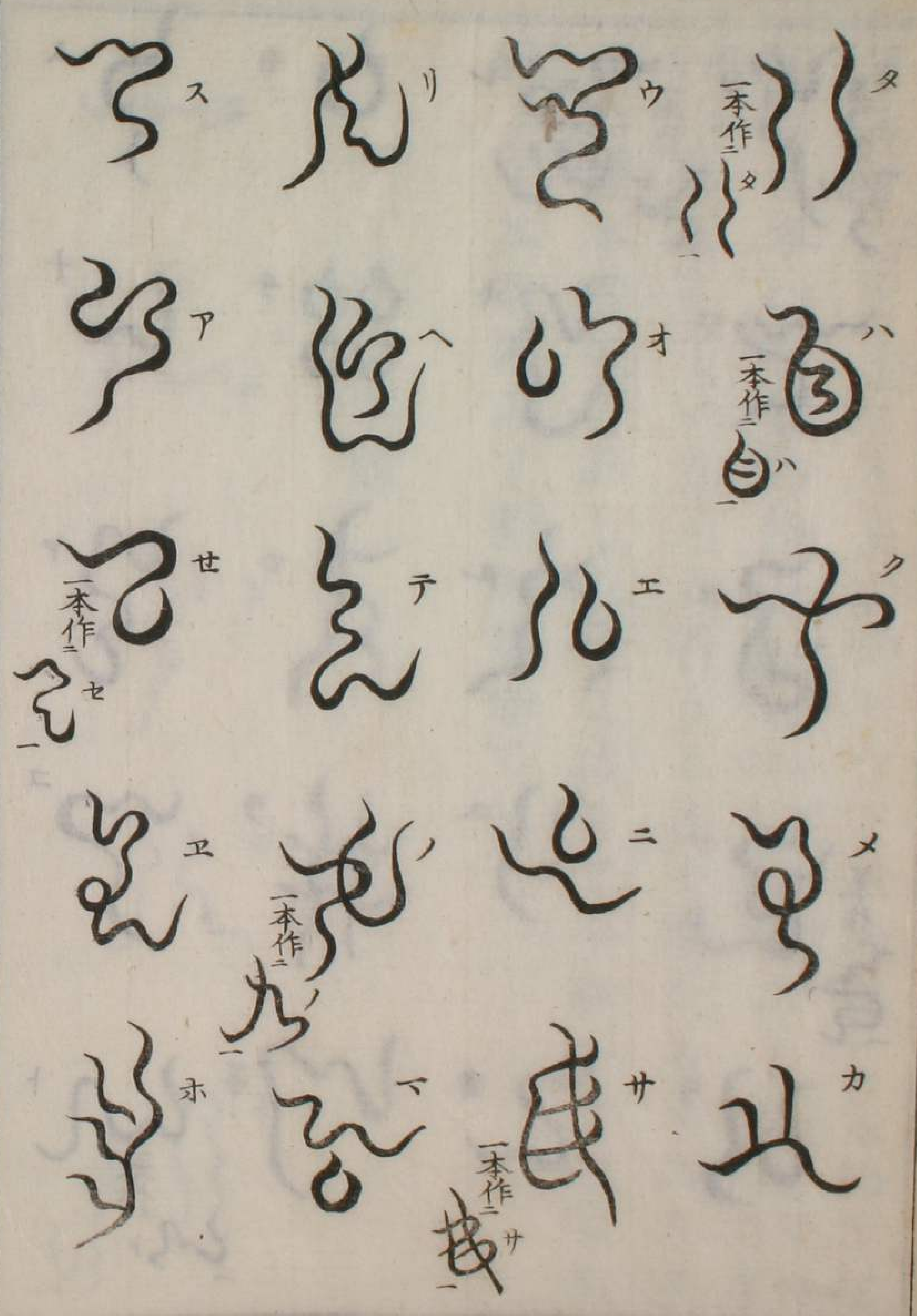

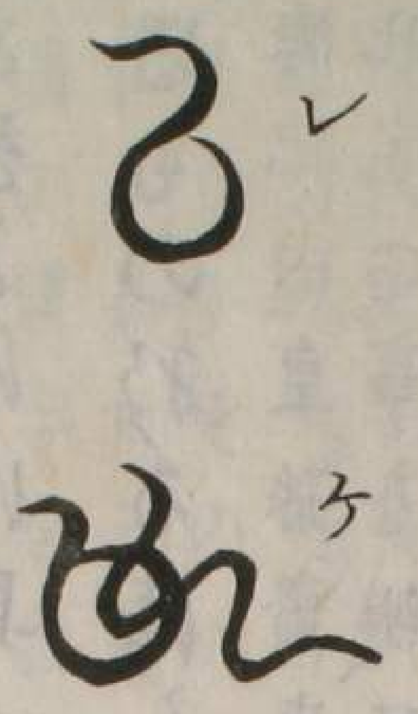

右丁本もまた或人のもてる四本を得て見るに。真行の體をいさゝか形づら先て書たるものと見え侍り。但し本ども互に異なるところどころのあるを校へ合せて。本字にたがへしかる證く見ゆるあるをと釈り。但しより以下、字の次第錯(ミダ)れたる本もあり 又同體とみえて異なるところあるを。別に左旁に書そへおきし。されどいかならしても本字の趣とみえざるが多かるハ。漸に寫しひがめたる

るものなるべし。又漢字の草體は。そは本字に似たる跡なく書なせるがあるにも准へわりふべく皇國の草假字にもはさおもひ合すべし。なほいはゞ漢人(モロコシ)は草假字を書うつして。かきが國籍に載たる中に。似たる訛りたるがあるを。おなさに免ぐらしても。おもひ合すべし。さてかのもゆる草體も。例のヒフミはく尋常の片假字をさしおきて。さながら件のヒフミ書キ三體にもとさとに具(ソナ)へてありたるが。分きて世にも傳はきるものなるべし。藤貞幹が古の草体を寫して注して云。旧事紀第四十巻教經本紀中之上。宗徳紀曰。皇孫齋来之神寶之名。右見二大成経一と云ひさて此字の事を辨へて云。右鹿嶋社寶庫所藏四十七字。傳言神代文字ナリ。貞幹按ニ八紘譯史所レ載苗人ノ書。無三與レ此異一。疑ラクハ上世苗人来テ所レ書ナラン矣。と記せり。同人が好古日録にも然云へり。今その八紘譯史を撿るに。清ノ康煕二十二年。陸次雲が著せる書にて。諸蕃國ノ中の字を載て。譯語に己ガ國の漢字の蕃字を當たるものなるが。苗人の書は載たれば。さてその蕃字の中にも。いさゝか似たる字のおぼしくはあれど。一字も此字と同体なるはあらず。貞幹譯史をよくも見ずして。謾言せるなり。

丁本附

○朝鮮人以ニ諺文ノ草體ヲ所レ書皇國ノ歌詞

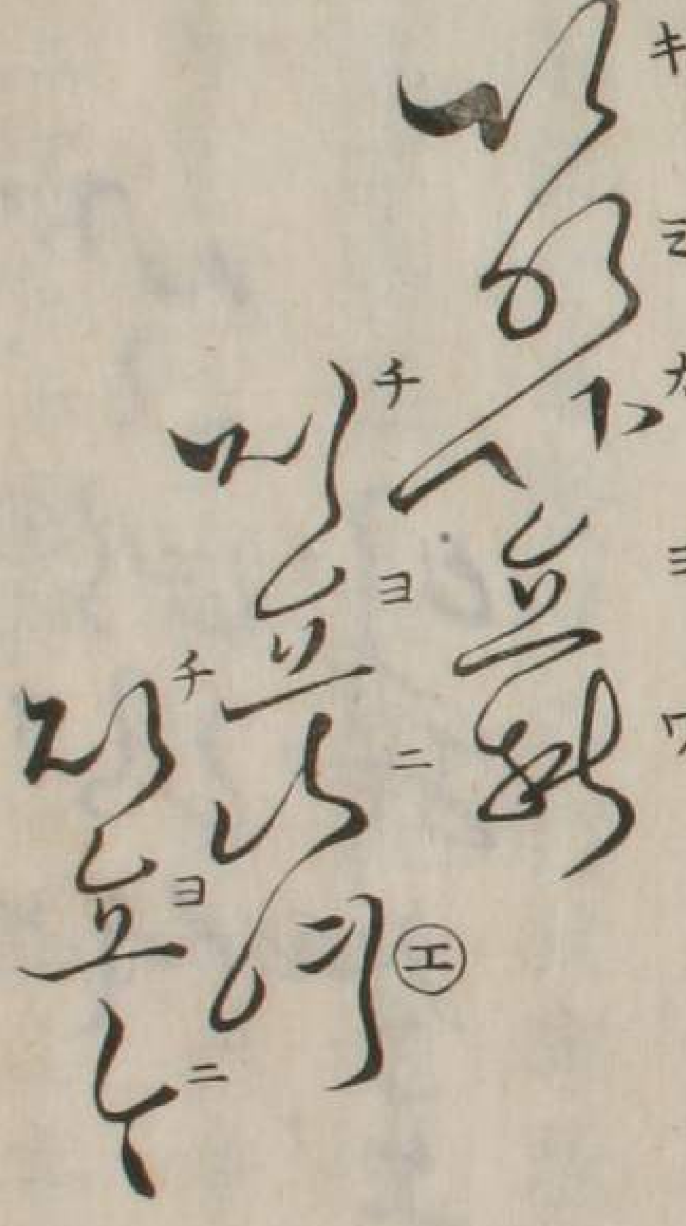

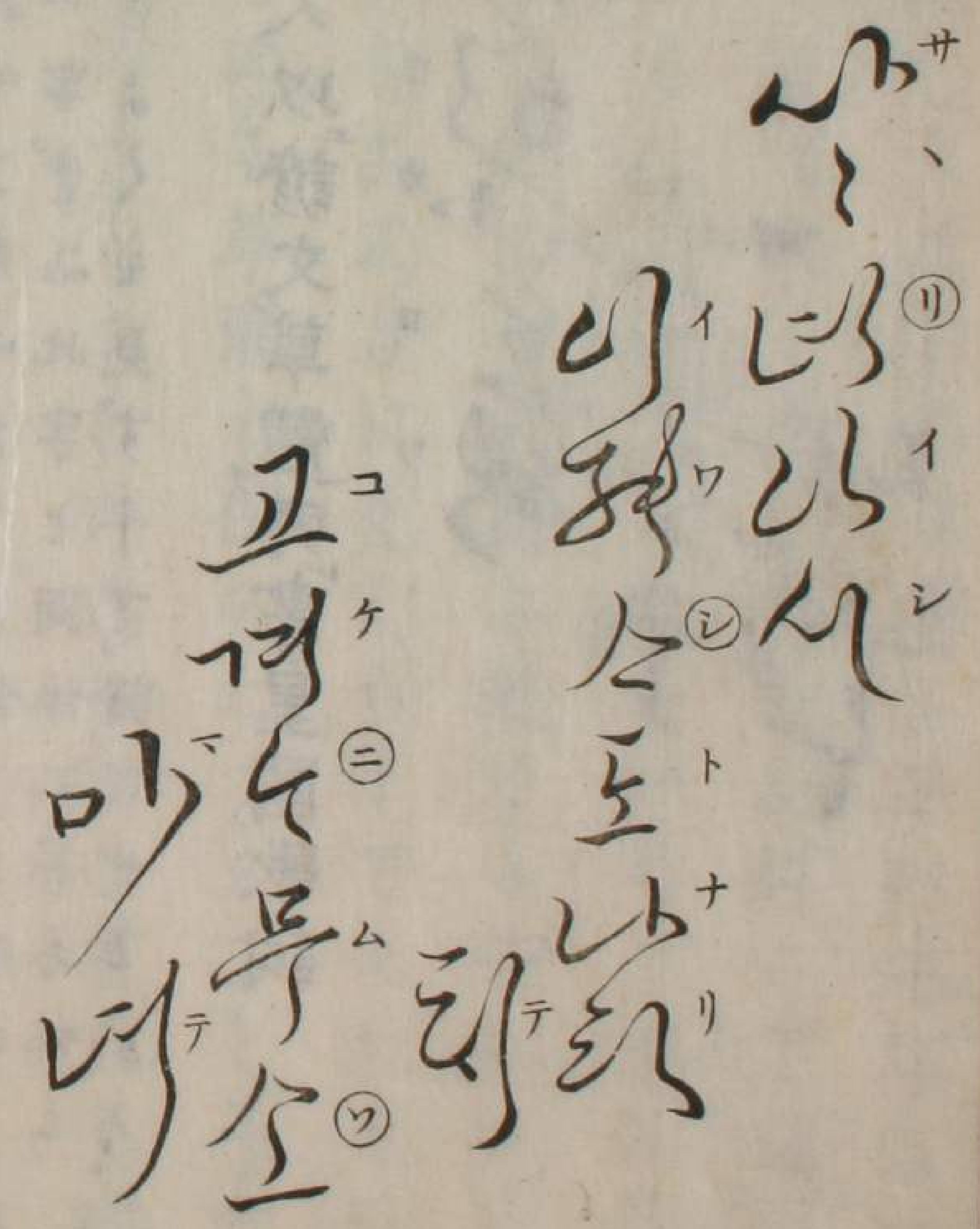

此本書は。伊勢人河村春雄が由ありて持傳ふるを。縮寫(シヅメ)せるなり。片假字もてよみを施(サシ)せるは。吏道は

三體にもとづき。諺文は眞體によりて。今おのきが
ものせるなり。但しその歌詞は中に。音の違へるが
なるを。五字。假字を圏。中に施(サ)せり。譯人(ヲサ)の詞を渠(カレ)が聞訛きるろ。
或はきゝとりあやまりなどして。なまじひに書きけも
のと見えたり。
○いま件の本どもを見合せて。乙本(眞體)の字音圖に。甲
本(眞體)は後に記せる。竪横の行も字原の畫は合へるに
證(アカ)し。さて其字音圖に。五字九行四十五字なるを。甲本
丙本のヒフミ書(キ)にも。四十七字の中より字音圖に無
きオアの二字なるを採りて。試に字原によりて初行

に置き。また字原は例に依りて。ウ゜イ゜エ゜が三字を作り補ひて。ウ゜オ゜イ゜エ゜ア゜の五字として初行と定め。乙本の字音圖を補ひて行ごとに丙本の行體と。丁本の草體とを雙べ記し。さて對馬人より得ける今の諺文を。伊呂波に配(ア)て書て。假字さしあるがなるに依りて。其を眞體の次に（行体の上とがきり。此書の事も下に云ばし。）目近く雙べ書き。又訓蒙字會に見えたる諺文の異體を書添へ。また諺文の草體を。あが歌詞を書るかぎり。採りて書加へて。諺文は。もと吏道より出て。さて轉(ウツロ)すなものなる事を證(アカ)して。世に神代字と以ふるものも。韓(カラ)國が吏道な

なる事を證し辨へむとして。圖を作ること。かくのごとし。

○今考定吏道諺文對照字音圖

凡例

一 圏内に書けるは。上に論(イ)へるごとく。今考定めて補ひたる字なり

一 首(ハジメ)の五體一行は。吏道の竪行が旁(ツクリ)の字原なり。そが下に施(サ)しける假字も。次なる初行は本音を擧て。横行の同韻に用ふる事を示せるなり

一 眞體が初行より。十行に至るまで。上頭(カシラ)毎に別に

揭(アゲ)て書たるは。吏道が横行の偏が字原を一體づゝ舉て。其行の發音を呼て示せるなり。

一 そが五字十行は。吏道の本體なれば。いはゆる真體なり。

一 真體が字毎に。左傍に少し引さげて。小さく書添たるは。諺文を對馬讀の音に依りて當たるにて。舊(モト)は吏道との差同を。目安く見合すべくものせるなり。さて其諺文に書加へたる假字は。訓蒙字會に注(シル)せる。諺文の反切は字母音をよみ考たるまで。こは對馬よみの音に考合せばきこゆるなり。

一 横行の字原は左傍に書添たるは。吏道の例に依りて。諺文が字原を推考したるなり。其音假字も。字會が反切に依りて注(ル)せり。

一 真體毎の左傍に。同列に並べ書るは。いはゆる行體なり。訓蒙字會に用ひたる諺文の中に。此行體に書たるも。又少し差ひて見ゆるもあり。なべてはよみ得がたきも多かれど。今さぐるによみ得たる中に。その行體と全く同じきと。又變體と見ゆるをとりて。これも真體の左旁は諺文の例に書そへ侍り。但し其は共に圏中に書(ル)り。

一まゝ行體に並べ書るは。草體なり。

一その草體には左傍に。圈下に書るは。上に擧たる丁本附の諺文の草體にて。かの朝鮮の歌書に書たる字のかぎりを。採て當載たるなり。

一五十音圖の位置。字會には此圖を注さざれど。諺文音を當ればこれの如く此圖に合へり。皇國なるとは違へり。皇國は今なべては竪行アイウエオ。横行アカサタナハマヤラワなれど。むかしはさまと異なるもきこえて。古書どもに見えたり。されど竪横の音の通ひは。以ばまも異ならじ。（此事は既に片假字の巻にいへるがごとし。）

一すべて外國人の聲音は。朦朧雜曲にして皇國の清朗單直なるに。正音に合はざれば。吏道諺文の字音を定むるにも。志ひて斯方(コナタ)の音に叶へたるもありときこゆれば。其意(ココロ)しらひして辨ふべし

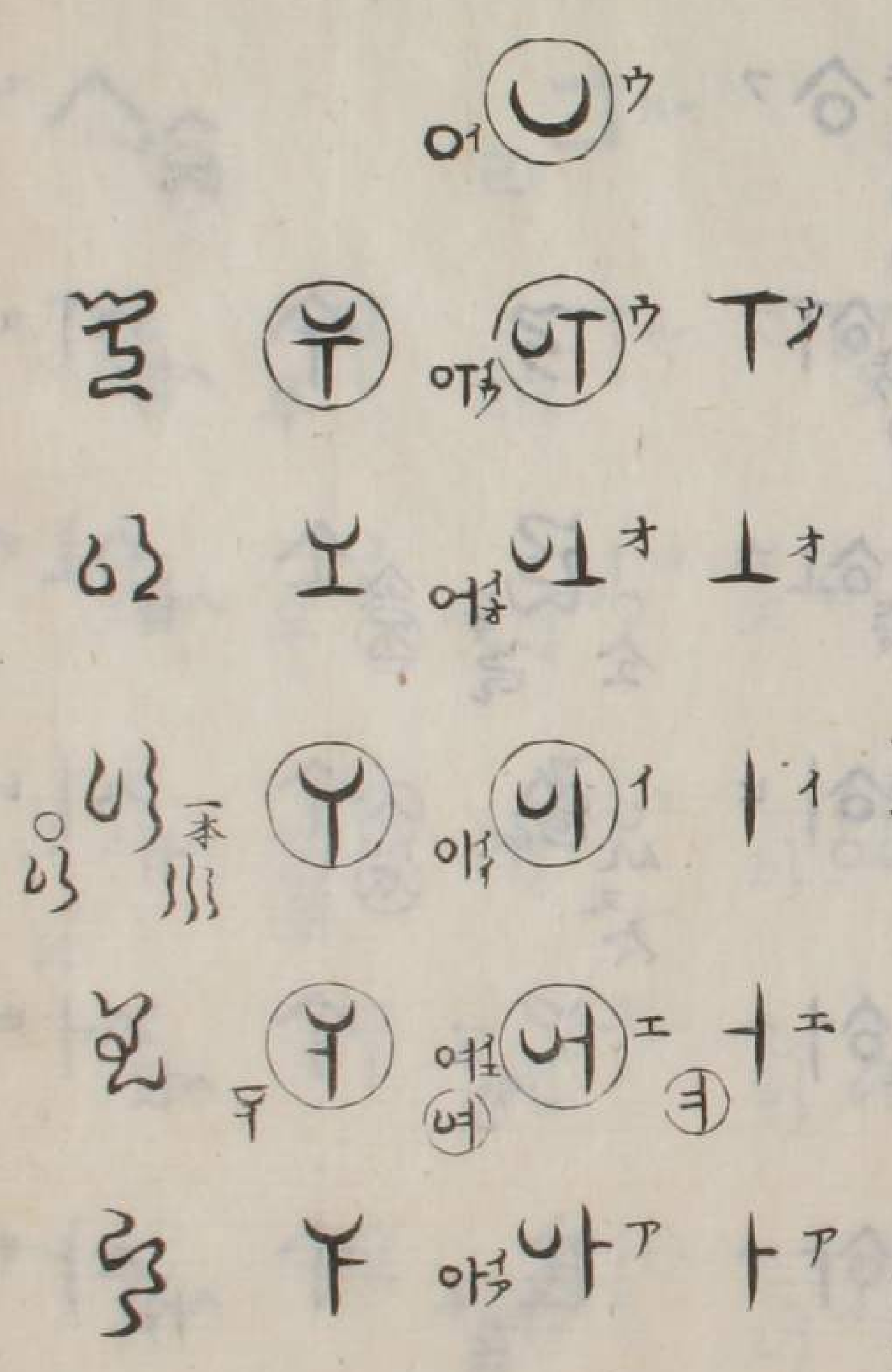

ス	ス	ソ	シ	セ	サ
ㅅ (즈)	스	소	시	서	사
	수	소 (소조)	수 (스조)	수	수

フ	フ	ホ	ヒ	ヘ	ハ
습 (바 부 흐 프)	스 (바 피)	쇼 (버)	시 (비 히 피)	서 (벼)	사 (바 하 화 파)
	수 (부)	소 (보 호 포)	수 (브)	수	수 (후)

ツ	ツ	ト	チ	テ	タ
ㄷ (도 大 트)	드 (대)	도 (더)	디 (디 티)	더 (더)	다 (다 타 치)
	두 (무 투)	도 (도 토)	두	두	두

ル	ル	ロ	リ	レ	ラ
ㄱ (리)	그 (리)	고 (리)	기 (리)	거 (려)	가 (라)
	루 (루)	로 (로)	구 (르 르)	구	구

ナ行		ナ	ネ	ニ	ノ	ヌ	ヌ
		나	너	니	노	누	ㄴ
		누	누	누	노	누	

カ行		カ	ケ	キ	コ	ク	ク
		가	거	기	고	구	ㄱ
		구	거	기	고	구	

ヤ行		ヤ	エ	イ	ヨ	ユ	ユ
		야	여	이	요	유	

マ行		マ	メ	ミ	モ	ム	ム
		마	머	미	모	무	ㅁ
		무	무	무	모	무	

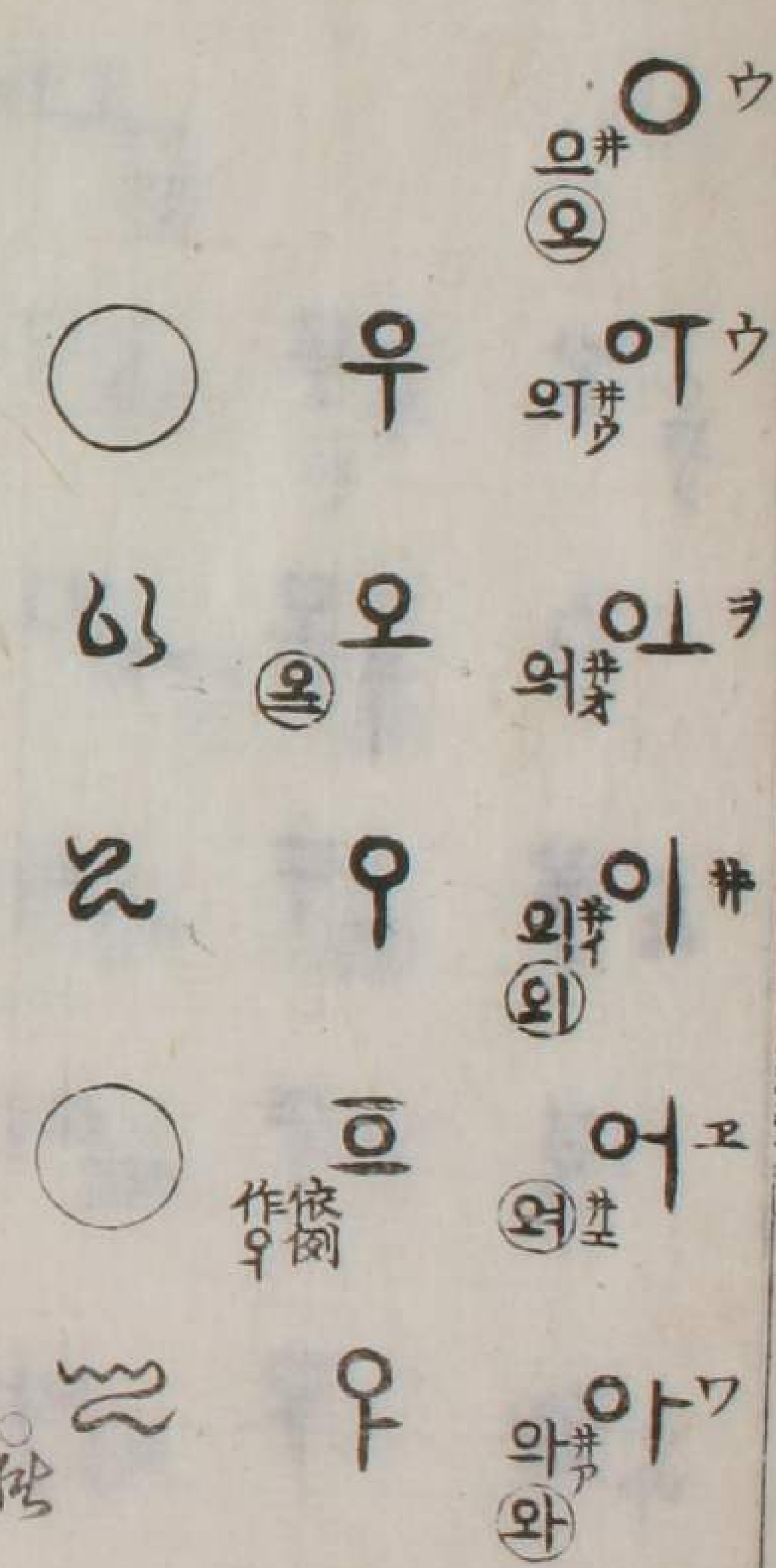

右の圖に書ならはせるがごとく吏道に諺文を對照せ見るに。諺文を竪の字原と丨を丰とし。横の字原を乚を○とし。合を㠯とし。匸を匸とし。コを己とし。○を으として。其異体を傍に圏中に書ならべせるがごとし。そのほかは全く相同じ但し首(ハジメ)にウオイエアの一行あるはきが脱せしりとみ

ゆきが今加へて書せり。其由を上にいへるがごとし。かくて横行の字原を吏道にて音をウスプツルヌクユムウなるを諺文にてイジピヒチリニキイミウの音とせり。此字原を。ならべその諺文に交へ用ひたるも見ゆ。さて諺文の字を換るに。吏道の工工工ヨ工ー工工エ工ヤ工に一行の字にのみその製いさく別なり。左傍に書そへたる知を見合せてしるべし。古に吏道と今に諺文との差異。おほかたかくのごくなるべし。

○朝鮮ぶみ訓蒙字會に漢字を擧て。其字の音訓を諺文と識せり。世宗が諺文を製せる頃より。嘉靖六年崔世珍著にあよそ百年ばかりにて後に書るものなり。ゐの首(ハジメ)に。諺文字母として。初聲終聲通用の八字。初聲獨用に八字。中聲

獨用の十一字。合て二十七字を擧げ。次に合用作字例。
まゝ四聲定位圖をも擧たれど。そのまゝ音を示せる漢
字音を。訛(ヨコナマ)りたるからの方音(クニゴエ)をまじへざれど。讀得がた
きもあり。字體も字母合字など交りて。變體とおぼし
きも交りたれど。多くはやく讀心得がたかれど。篇中に
擧たる。漢字に當たる音訓の諺文と。今件の音圖に書
加たる諺文によりて。合用作字の例に依り。なほ書ざ
るをも見合せて推考ふれば。おほかたはよろしくなり。古きに依りても。上に擧たる字どもは。韓國の古へ
吏道にて。諺文は吏道の世々に差錯(タガヒ)ゆきたるを改製

したるもいとなることを。まさしく明なり。さらに此吏道の皇
國に傳へたるは。皇國より韓國を治たまふにあはせて。
ゆゑはやく譯者(ヲサ)などの書傳へ置るが世に遺(ノコ)りたり
けるを。神道者などのさるものとも知らで。さかしら
に神代字なりといひ。またヒフミヨ云々のみだり言
をさへに造りて。書連ねたるものとこそ見えたれ
○釋日本紀に。師說。大藏省御書中有肥人之字六七枚
許。先帝於御書所令寫其字。皆用假字。或其字未明。或乃
川等字。明見之。と見えたる乃川は。吏道の草體にて乃川(ハ子)
など書るが似たるをおもへば。もしくは吏道の草書に

て書たるものなりしにや。さらば肥人をコヽビトにも高麗人ならむか。萬葉集十一巻に。肥人額髪結在染木綿染心我忘哉。とある肥人を舊訓にコヽビトと訓めり。肥をコヽとよむべき義を心得がたけれど。故なくて然訓べくもあらねば。もしくハ古ハ肥なる人をコヽ人といひて。さも書なれたりしにや又ハ高麗人をなべてふとりたるによりて。そのかみ肥なる人を高麗人のごとしといへるから。戯書の例に肥人とかけるにもやあらむ。萬葉集十二巻にコチタミといふに毛人髪三と書るも。毛人を蝦夷の事にて。その身の毛の多くむれかしげに見ゆる意をもて。戯書にせるも。似たるあしろなるにおもひはかるべし。今の俗に。髪鬚をつくろちゞれ。こちゞれしき人を。蝦夷人のごとしといひ。或を唐人。または毛唐人のごとしなどもいひ。又長高く肉少く目の色赤みてさかしくしげにみゆる人を。それらむざ人のごとしなどもいへり。これらをもおもひ准へはかるべし。さてまた歌の二三の句を。そのかみ高麗人え。額髪を染木綿にそへるをしく結ひかざりたるなるべし。さてこの乃川の事を。肥の國人の草假字を書ならひて。いひかさねなりける中に。乃川など書るを明に見えたる由なるべくおもはるゝ由。上巻草假字の下にいひつれど。又かくもいはるべくなりなほよく考へさだむべし。

○天武紀に十一年三月。命境部連石積等更肇俾造新字一部四十四巻と載られたるを。釋日本紀に公望宿祢の日本紀私記を引て。師説此書今在圖書寮。但其字體頗似梵字。未詳字義所准據と注へり。此新字造らしめ給へるぞ。かの新羅にて吏道を製せる頃とおほろた同じ時に當れり。その時(の事は上にしるせり)紀を按ふるに。此御世なるぞ。ことに三韓國ひきて親しく平服参来れる中にも。新羅ぞことによく懐き奉れるさまなるぞ。其御世の二年閏六月その國王。使を奉て騰極を賀し奉り。別に使をもて先皇の喪を弔奉り。四年二月。王子忠元。その外大臣等来て調を進り。同年三月まうさ調を進る。(五年十月御使を遣されし。明年正月帰まうり。)同年十一月大臣を奉りて政を請奉り。(此時肅慎七人従ひ来れり。)又別使を以て調を進る。又同月高麗に遣はしまる御使を送て筑紫へ来る。七年使を奉て當年の貢を奉らむとせるに。海中にて暴風に逢て。加良井山等参来て其由を奏せり。八年正月高麗の朝貢使を送て筑紫に来り。(九月新羅へ遣はしまる御使人帰来れり。此御使遣しまうる事紀に脱まり。)十月金銀鐵をはじめ。十餘種の貢物を進り。別に天皇を始奉り。皇后太子に金銀刀旗れ類を献る。九年まうさ高麗の貢使を送り来す。又別に貢を献り。習言者

三人来れり。十年七月御使を遣はし。九月帰来れり。是年七月に閏あり。これより先に。三韓に十年の調税を復（ユル）しあひ。まさ帰化の初年倶（トモ）に来し之子孫ども。並（ミナ）に課役を免しあふ。十年又金銀銅鐵を始。數多の貢物を獻り。別に天皇。皇后。皇太子に金銀霞錦幅皮の類を獻る。十一年六月又高麗使を送来る。十二年十一月調を進る。十三年。是年前に高麗に遣たしたる使人の。唐國に没（イ）りて。新羅に傳はり至（キタ）れるを送り来て。これら高麗に御使遣したる事紀に脱たり。かの國より學問僧二人来けり。十四年十一月まうさ大臣どもを奉りて政を請奉り。調を貢る。朱鳥元年四月。調物百餘種を進る。使人まうさ六十餘種の物を獻り。別に皇后。皇太子。諸親王

にも物を獻れる由載られたり。件の紀中に。御使を遣はしたる二度の重事すら漏されぬ。かの國より定例の貢進の事なれども。なほ記し漏さるるもありぬべし。かくておもふにそのかみ新羅の仕奉（ツカヘ）りしさまに。あらせらくは。よく皇國言を習えてぞ忠に仕奉りつらさきわざなれば。上に引出たるがごとく。御世の九年に。たつとさらに習言者を遣（オコ）せたるもてとありぬれど。かく家ありさまなりければ。もはら皇國言を書（シル）しあえせむ料に。前（サキ）に薛聰が心さとくえあらひて吏道を製りさすたるが。使よ記まくに。なべて方言（クニコトバ）をもかき記たる事

とありにしものなるべし。かくて又おもへば。御世の十一年。石積等に命せらく新字を造らしめたまひけるも。そのかみ新羅にて新に吏道を製りて。皇國言を習ひて書記(カキシルセ)せるを覧(ミ)せ奉り。誠(コト)歟が顕はし申せるが見そなはして。便よきものとおもほして。おなくさにても韓國どもの言を書記し置せたまひ。あるは皇國の事をも。言のまゝにうるはしく書記さしめたまはむ料に。試に新字を作らしめたまへるにぞありけむ。私記に其字體頗似梵字。未詳字義所準據。と見えたるもかの叢話に諺文を依梵字為之といへるにつきて。上に論ひたるがごとく吏道は原(モト)梵字に效ひて製れるにてもあるべきを。石積等が造れる新字も。吏道に倣ひたらむにて。あるも又おのづから梵字に似たるさまのありて。其をそのかみ漢字を假借字に用(ツカ)へるごとく。新に音字が造れるものなりけむ。然らば其用法なれど書附(カキツケ)へさらむにも。わづかに一巻ばかりにてもありぬべきを。四十四巻とあるは其新字をもて。試に上古の諸事が。語言(カタリコト)のまゝに。今の假字文のごとく書連ねて見せ奉りたりしものなるべし（然らば俾造新字書四十四巻なれど記さるべきに。書字無き）え。新字を造らしめて。やがて其字もて事を書記し試させたまへるにて。まづ撰書と云べきにあらざれば。

其あゝろしらひせる文ときこえたり。そハ此前年紀に。川嶋皇子たち十一人に詔して。令記定帝紀及上古諸事。大嶋子首執筆録焉。とみえたる漢字は書をさらに新字もて試に書連させたまひなりしにもやあらむ。されど其もと漢字にて書きたるものなれバ。其をいま肇て造れる新字もて。御國言にうつし書とらむ事のたやすからず。又言ばおひなどの熟くもとゝのはざりけむを。天皇はかねてに思ほしめして。御みづから。さらに其本書どもをよミとくのへ。上代の意言を違へず。語言に書記さしめなさむ御意にて。まづ御口づから稗田阿礼に

教へて誦習はしめたまひ。なほちかく正しきにはやくおもほしてれをせるほどに崩りたまひにしから。さるまぎれに新字の書も世に行はれず。元明天皇の御世和銅四年におよびて。かの阿礼がよみ習ひおきたる勅語を。太安麻呂朝臣に詔して書記させたまへるが古事記なるべし。されどいまだ世に行はれざる新字もて。書しめたまふべきにあらざれバ。はやくより世に行はれたる漢字を用ひて。安麻呂朝臣の。からくして書とらきたりしものなるべし。その書ざまにくるしまれたる趣ハ。その序文に見えたるがごとし。公望宿祢の師は。圖

書寮にて見たりといへるは。石積等が奉たる本書か。さらばは其寫本の遺りたりしものなるべし。さて此新字の事は。草假字巻に既に論ぜる説あれど。吏道の事につきては又かくも推考へたるなり。なほよく考定むべし。

餘論

○天武天皇の御世の新字の事の考によりて。おもふに神代字の。天武天皇の頃新羅に渡しけるが。薛聰がもはら其字の博士となりて。人にも教へたるを。新に製りたるごとく謬傳へたるなるべし。すべて此考をこなさと

かなさがうちかへして見るときは。かありて神代字の韓國に遺り傳はりたるよ記證とすべし。廣成宿祢の古語拾遺に。上古之世未「有文字」云々などゝいへるは。かゝる明證あるをえ知らで推量説せるなりといふ人もあるべけれど。其はあながちなり。神世がむじめきべて古の世々の有さまは。古書どもがよくよみあぢはふまゝは。おほかた推はからるゝものなるを。神世はさらにて。上古に文字のありけむとおもはるゝ事の趣は。さらにみえざると無きを。なべて今の世に書籍をよみ。かの外も書記しなどして。古今の事を

知り辨へむとするともがられ意にて。上古より文字といふものなかりせば。いかにしてかは。上古の事共。かくさだかに傳はらまし。と一ことばをも足りもおもふなれど。上古はなべて人の心直(スナホ)にきゝもはよきが。世間(ヨノナカ)よろづおほらかにて事しげからざるにあはせて。ものを遺(ワス)るゝ事なかりければ。其を別(コト)に志るしおくべきものを造らむとおもふ心もいらざるゆゑ。字はなくて事足りしなるべし今の世におよびても。蝦夷などのごとく。夷國は字なきを。皇國は上古は似ざるさまなれども。此は蠢愚(カタクナ)なるが故なり。いかなかしこ。そまらとひとつなみにたもふはならはかし今も邊土(カタヰナカ)の山里人などの世々に

字といふことをさへに志らぬは。ありなるきはのものは。さらに字を書のこさむ意なき故に。おのづからはからずもはよくてほどほどにかゝりし事どもをも語り継つゝ。よろづおぼえをりて事足りけり。古語拾遺の序に。蓋聞上古之世未有文字。貴賤老少口口相傳。前言往行存而不忘。書契以来不好談古。浮華競興還嗤舊老。遂使人歷世而彌新事逐代而變改。といへるはまことに正しき古傳說を述て。いと稀なる歎にこそはありけれ。書契以来云々とは。漢籍わたり来りて其後は。其をよみならひて。かの國風の浮華なるに意うつりて。皇國の上古より貴賤老少口々相傳へる。質朴正實なる前言往行の談(モノガタリ)を好まざる。道(ミチ)を信む舊老をば。愚なりとして嗤へるものゝ

多く競ひおこり。よろづに漢意にうつり行まゝに。上古よりの傳説も廢れゆきて。遂に正實の古風は變改れる事は。多くなれるよしを嘆きける意なり。古書どもの在ルが中に。かぞふり正しく大なる道の嘆せる文。見えたるをなし。なかいそじ。ほべく此序に漢文もさるをなそて。彼國の故事などの熟語をさへに用ひながらかきが浮華に效もぼ。漢文を奴のごとく用ゐて。志を迷。おさ事を記せる書ざまにいたるまで。めできしともめでさし。深く意をいきぞかへすがへほよみ味ふべきことにこそ。さはいへど。大御世のまほしく榮えぬふまみしく皇國にまぢかき韓國を治め給ふにはじまりて。漢國の字を用ふ事となれり。此事中外經緯傳に委しく論へり。其より漸にうつりて。漢字にもとづきたる。假字といふものゝいできたるなど。おのづからのいきほひなるを。本篇にもいへるがごとくなそ。

大皇國は御政のもろこしにおよび。はひにはそのほかの國々まゞくも。しき及ざるはきもとゐとさへなりぬるぞ。皇國にてもそはなかる字のほらむにこよなあるはきをとりなるは。古なさ大御世を守護(マモリ)まほく。畏し紀神たちは御はからひなるべき哉。ともすなだ皇國に字のなありけるを。しらぬ事にいひおもひそ。しらぬものを偽造り出て。おのれに論ずるなろにさへ。神代字なりといふものゝ近き頃とりどりに見え聞ゆるも。鈴屋大人の直毘の靈にいはれたる。猿どもの人を見て。毛なきぞとわらふを。人の恥ぞ。おま

かゝる残ゑひて求出て見せてあらそふまでとへに。し
はも又なぞらふばし。かへにぐも後の世の。文字を
きのみ。書籍にたよりて。さもちわくなりきたる心な
らひもて。古をうさなふばきまにはらばかし。
○古き文書に捺(サシ)たる印文。また土中より出たる金器
などはいとも希々にて。いはゆる神代字といへる體の
ごとく見なさるゝがはるによりて。かの三體ともに
おしなぼして。神代字の證なりと云へる説もさた
也けれど。其印文なども。おのれが目にはさもやとはみ
えざるなれど。それ違ありときゝめぐりはひがさけ

はず。しばらく彼説にしたがひていはゞ。韓人が歸化
して在けるが。已が本國の吏道を印文に用ひたるもあ
るべく。又は物がのみせる人の。印文を韓人また譯者
などにあつらへつけて吏道もて書せたるか。又それ
字をもてみづから書てものしたるもあるべし。金器
なども准へ知べし。近世に紅毛學する人などの。か
の國の字を印文とし。或は器などに書おけるがなり。
古といへれど。また必しにはさる物どものみせし人の
なるまじきにあらねば。また土中より出たりなどいへ
る。古印金器の中に。かの草體にも似たるは。何ともしらき

ぞ。屈曲せる體をものせるがなり。其は近むかし南蠻
などいひし國人の来入居りたる事もありたれど。そ
れともがらが持たりしもあるべし。又その蠻人を信(タノミ)
せるともがらの。さる字を用ひたるもなりしなるべ
し。又は旁(カタヘ)におもひ合せらるゝ事もなけれど。なほゆゝ
しく〳〵にはいふべくもあらず。

○かく記しおける後。おなじ頃大和國法隆寺に蔵(モテ)る。沈
水香二材に刻字(エリモジ)を摹(ウツ)して。摺本(スリモノ)にもなしたるを。穂井
田忠友が都よりおこせたるを見るに。其香木二材。と
もに長二尺許。徑三寸許。墨にて其斤量を記して。字五
年字とは。天平寶字を省きたる書ざまなり。此八當昔(カ) 天平寶字をさく寶字とも書き。まゝ其を省きて字とも書るにて。東大寺なる古文書の中にも例あり。三月四日云々と記し。木端
に烙印なりとぞ。忠友の考に。刻字(ハ)必是古韓字。烙印(ハ)必
韓高(ニ)所用。並未(ダ)得(ニ)讀解(ヲ)と記せり。續紀を按ふるに。その
天平寶字の三年と。同
四年に。高麗王使を遣して方物を貢りたる事見えた
り。此香木もしくは其度のものにもやあらむ。天智紀
に。十年九月天皇寢疾不豫。十月新羅進(ル)調(ヲ)。是月天皇遣(テ)
使(ヲ)奉(ル)沈水香旃檀香。及諸珍財(ヲ)於法隆寺(ノ)佛(ニ)。と見えたる
時のものならむかとおもひつれど。かの寶字五年
より前。天平十九年に勘録せる。此寺の資財帳の。香壹
拾六種を載せる中に。沈水香十両。天平八年。平城宮皇
后宮より納賜と記し。又別に沈水香六十六両と記し
て。斤量もいたく劣(オト)りたれば。かく〳〵
天智の御世の物にはあらざるを著し。さて其刻字は
かならむとおもふなりけり。奈良人西村知氏が。此江

戸に来れる次てありとて訪ひ来けるにそのこと語らひ
出しけむ。其沈水香おのきも忠友と共に見しりける
に。其木竪に割たるまゝなるものとみえ。木理のまゝ
に凸凹ある面に。字をいと麁略に浅く刻りたるが。そ
の刻るところに缺損たるよしと見ゆるところもあり。
もとよりさくばくの年経るほどに壊損ねたりとも
みゆれど。いとよく勉てうつしたりともいへど。なほ
字畫の。壊損たるが。さだかに辨へがたきところあり。
さて己が目にも。二材ともに同字ならむかと見なさ
れたりしといへり。今其二人の説によりて。吏道に比
べみるに。髣髴に其變體なる淡く見ゆるに。さらにか
の摹本の字畫と見ゆるをとりて。縮寫して。試に其右
旁に。知氏が二材同字の説にもとづきて。推して二材
の字様を。吏道に合せて書顯はし。又其右旁には。吏道
を當て。左旁にはおのれが推考たる吏道を當てたる
は。但し此は今の俗に。商人がいふ符徵といふものゝ
ごとく。韓商がひそかにしるし目じるしに刻り記したるも
のなるが故に。わざとも字體を書みだりたらむとおもひ
はかりて。其心もちひしてよみ試たるなり。今も朝鮮の商人。諺
文を書みだりて。商物の目じるしとせしと。前に對馬人
まきゝきたりしか。また今長崎に来れる清商が書たるも。

然る趣にものせるを。前(サキ)に彼處(カシコ)に行て在家人のもとよりく寫しくるを。以ままもてり。

甲材 本字

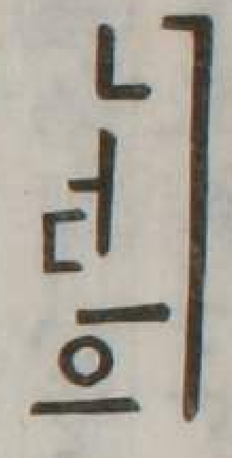

니더외（ニテヱ）

此も左の知氏が説に據れる。吏道の本体なり。

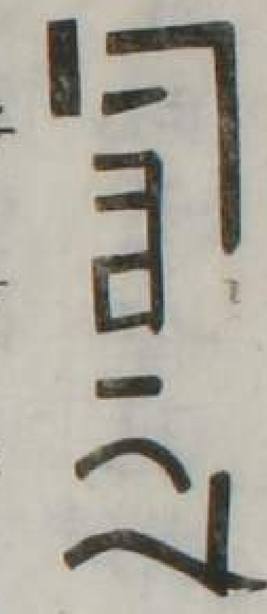

너더흐（子テヱ）

此ハ知氏が甲材乙材共に同字ならむかと以へる考に據りて二材の字を比(クラ)へ考てかくる字様を変体に書刻むとて壊損(ソコネ)ぬるに年経るほどに磨剥(スレハゲ)たれどもあらかじめものなるべくおもはりてかくも見なしまゐるなり。

此ハ信友が見なしぬる吏道の本体なり。但し其見なしぬる趣も右に以へるに同じ。

乙材 本字

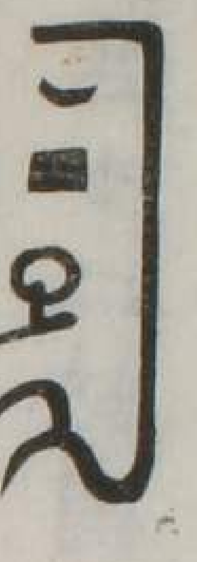

허오（ヘヲ）

此ハ信友が見なしぬるところなり。甲材の下にいへるがごとし。

かくて書(カキ)ならはし試たれど。原(モト)の刻字ぞよ分明(ワキワキ)しからぬものによりて以へる考なれば。そをおぼつかなれど。さればにすてがたき記しもちせらるれば。志ぞらくここに書加へつ。

津逮堂藏版

京都市三條通御幸町角

吉野屋　大谷仁兵衛